

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第 け国債き、平成三十 利二用期行行子期利利価日の以率子格適後			
の第適初發發利二用期行行子期利利価日の以率子格適後	振額最低額面金	發行額	用振等項及の適	の法律及び根 発行の根 号名稱及び 及及	名稱及び 及及	平成三十六年二月等を次 利十個十人向 行年別年会計 利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日
子年額平す額の振 計算当○面成るの記替 算た・金三。整載法 期り○額十數又の規 間、五百倍は規 開各パ円一の記定 始利丨に月金録に 日払セつ十額はよ 前期ンき五による に行ト百日よる最振 われた利円も額口 た利と金簿	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	特十個十人向 行年別年会計 利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日
年額平す額の振 計算当○面成るの記替 算た・金三。整載法 期り○額十數又の規 間、五百倍は規 開各パ円一の記定 始利丨に月金録に 日払セつ十額はよ 前期ンき五による に行ト百日よる最振 われた利円も額口 た利と金簿	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	特十個十人向 行年別年会計 利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日
子年額平す額の振 計算当○面成るの記替 算た・金三。整載法 期り○額十數又の規 間、五百倍は規 開各パ円一の記定 始利丨に月金録に 日払セつ十額はよ 前期ンき五による に行ト百日よる最振 われた利円も額口 た利と金簿	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	一二額の定以律社 万百面振の下債第 円七金替適「平成 十額機用振株式等 三で機関を替十三 万二は受け法」年 円千日は法律第七 八百本銀行ものと 十九行とし。一の 三億する、の規 三千。そ規	特十個十人向 行年別年会計 利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日	利付國庫債券 件年十一年一月十五日 行年十一年一月十五日

(一) 中途換金の買取りは、平成三十一年一月十五日以後において、行うこととし、その買取金額は、算式により算出した金額とする。
 平成三十一年七月十五日前までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
 平成三十一年七月十五日以後の場合の額面金額 + 経過利子に相当する利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

(二) 中途換金の買取りは、平成三十一年七月十五日以後の場合は、前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法規第三条の規定による改定する特別障害者扶

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養
場合額面の金額 - 経過利子に相当する金額）で平
成三十一年七月十五日前の額面の金額 - (初期利子に相当する金額)
 $\times \frac{79.685}{100} +$ 経過利子に相当する金額
 平成三十年七月十五日から

（二）（一）金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養
場合額面の金額 - 経過利子に相当する金額）で平
成三十一年七月十五日前の額面の金額 - (初期利子に相当する金額)
 $\times \frac{79.685}{100} +$ 経過利子に相当する金額
 平成三十年七月十五日から

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行